

農業所得のある皆さんへ

※別添の「農業所得収支計算準備表」は、申告時の添付書類ではありません。
申告時には、「収支内訳書(農業所得用)」と「市民税・県民税申告書」をご提出ください。

農業所得の申告は収支計算により行いますので、米の販売や農薬・肥料の購入等の農業取引に関する書類の保存を行い、記帳することが必要となります。

津山市では、農業取引の記帳をさせていただくために、別添のとおり『農業所得収支計算準備表』をご用意いたしました。つきましては、農業所得を申告される際には、農業所得収支計算準備表に記載の上、ご持参ください。なお、農業所得収支計算準備表の記載にあたっては、以下のことにご注意ください。

【収入の部】

- ① 栽培した米、野菜、果物、その他農産物等を自分の家で消費した場合も、家事消費分として農業所得の収入に計上します。
- ② 親戚や知人などに、栽培している米、野菜、果物、その他農産物等をおくったときは、代金を貰わなくても、家事消費分として農業所得の収入に計上します。
- ③ 農作業を手伝ってもらった人に、お金の代わりに収穫した農産物等を渡した場合は、事業消費分として農業所得の収入に計上します。(同額を必ず必要経費に計上してください。)
- ④ 家事消費・事業消費分については、農産物等の時価に消費した数量を乗じて収入金額を計算します。
- ⑤ 農業施設(倉庫)等の火災保険の満期による保険金の受け取りは、農業所得ではなく一時所得として計上します。
- ⑥ 農機具(購入価格が10万円以上のもの)を売却した場合は、農業所得ではなく、譲渡所得として計上します。
- ⑦ 他の農家の農作業を手伝って、謝礼を受け取った場合は、農業所得の雑収入として計上します。
- ⑧ 農産物を年末に出荷し、年を越えて料金を受け取ったような場合は、農産物を出荷した年の収入として計上します。
- ⑨ 農業所得者で米、野菜等を出荷しているが、一部を青空市(100円市)等に他の家族の名義で出荷した場合も、農業所得者の収入として計上します。(同一世帯内で農業所得の申告ができるのは、基本的に一人だけです。)
- ⑩ 『中山間地域等直接支払交付金』、『経営所得安定対策交付金』等、農業にかかる補助金・交付金等は、農業所得の雑収入として計上します。(年を越えて受け取ったような場合は、支払額が確定した年分の収入に計上します。)
- ⑪ 農地に設置してある電柱等敷地料を受け取った場合は、基本的に農業所得ではなく、不動産所得として計上します。ただし、他の不動産等に係る収入がない場合には、農業所得の雑収入に計上してもかまいません。
- ⑫ 農産物の販売代金は、出荷の際の手数料等が差し引かれる前の金額です。また、差し引かれた手数料等については、必要経費に計上します。

【必要経費の部】

- ① 農機具の購入価格が10万円以上の場合は、減価償却資産として減価償却費に計上します。
- ② 農機具を共同購入し、各人の支払額が10万円未満の場合は、農具費として計上します。
- ③ 農家等に対して出した結婚祝い金、香典等は、農業所得の必要経費になりません。
- ④ 農業者年金の掛金は、農業所得の必要経費になりません。(社会保険料控除の対象です。)
- ⑤ 修繕のうち資産価値を高めたり、耐久性を増す等、資本的支出となるものは減価償却資産として計上します。
- ⑥ 災害による損壊箇所の復旧費は修繕費として計上します。ただし、資産価値を高めたり、耐久性を増す等、資本的支出となるものは除きます。
- ⑦ 農業用トラック等を購入するため、購入費用を借入れた場合は、農業用トラック等の購入費用は減価償却資産として計上し、借入金の利息については利子割引料として計上します。
- ⑧ 必要経費のなかに家庭使用分が含まれている場合は、使用する割合により按分計算し、農業使用分のみを必要経費に算入します。
- ⑨ 農作業中の怪我により通院、入院した場合の医療費は、農業所得の必要経費になりません。(医療費控除の対象です。)

【参 考】

- ① 農協に登録することにより、農業所得の収支計算に必要な収入や必要経費(農協を利用したもののみ)を記録表に打ち出してもらうことができます。ただし、営農口座から引き落としがあったもののみで、現金取引分については該当しません。(詳しくは、最寄りの農協にお尋ねください。)
- ② 収入に関するもの及び必要経費に関するもの(請求書、領収書、振込通知書、購入契約書等)は**必ず保管してください。**



【お問い合わせ先】津山税務署 個人課税部門 TEL (0868)22-3147(代表)
津山市 課税課市民税係 TEL (0868)32-2015(直通)

農業所得の必要経費一覧表

項目	具 体 的 な 内 容	参 考 事 項
雇人費	常雇・臨時雇用等の労働賃金	交換労働等相殺されるものは除く
小作料・賃借料	地主に払う農地の借り上げ料・農機具等の賃借料 農業用敷地及び施設の借り上げ料 農協等の共同施設利用料等・農作業等の委託料・賃耕料	
利子割引料	農業用借入金にかかる支払利息	元金返済額は該当しない
租税公課	農業用施設にかかる固定資産税・不動産取得税・自動車税・水利費・組合費等	所得税・住民税・健康保険料・国民年金・加算金・罰金等は除く
種苗費	種もみ・種子・苗等の購入費	
肥料費	肥料の購入費	
農具費	取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の農具の購入費用	左記以外の農機具については、減価償却の対象となる
農薬費・衛生費	農薬購入費・共同防除費等	
諸材料費	ビニール・むしろ・なわ・釘等の購入費	
修繕費	農機具・農業用車両・農業用建物等の修理費 ※農業用車両の車検料を含む	資産価値を高めたり、耐久性を増す等、資本的支出となるものは減価償却の対象となります。
動力光熱費	農業に要したガソリン・軽油・灯油・混合油等の燃料費	
農業共済掛金	水稻・果樹・家畜共済掛金・価格補填のための負担金・拠出金等	負担金、拠出金の内容によっては対象とならないものがある
荷造運賃手数料	出荷梱包費用・運賃・農協や市場等への支払手数料	販売代金から引かれた金額を記載する
土地改良費	土地改良事業費の受益者負担金 ※資産取得費は除く	10アール当たりの費用額が1万円未満の場合は全額必要経費となる
減価償却費	農業用建物・農機具・農業用車両等の償却費	取得価額が10万円以上のもの
雑費	上記以外で農業に関連する費用(事務用品等)	

主な資産の耐用年数及び償却率早見表(定額法・旧定額法)

種 類	用 途 ・ 構 造	対 応 物	平成20年分の所得税の確定申告まで (平成21年度 市・県民税の申告まで)		平成21年分の所得税の確定申告より (平成22年度 市・県民税の申告より)			
			耐 用 年 数	償 却 率		耐 用 年 数	償 却 率	
				H19.3.31 以前取得分	H19.4.1 以後取得分		H19.3.31 以前取得分	H19.4.1 以後取得分
建 物	木造	農業用倉庫・作業場	15年	0.066	0.067	15年	0.066	0.067
	簡易建物	掘立造・仮設	7年	0.142	0.143	7年	0.142	0.143
農 業 用 設 備	トラクター	歩行型	5年	0.200	0.200	7年	0.142	0.143
		その他(乗用型)	8年	0.125	0.125			
	栽培管理用機具	田植機・育苗機・は種機・管理機・スプリンクラー等	5年	0.200	0.200			
	防除用機具	散粉機・噴霧機・ミスト機等	5年	0.200	0.200			
	穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン・刈取機(バインダーを含む)等	5年	0.200	0.200			
		その他(コンバイン・もみすり機・乾燥機等)	8年	0.125	0.125			
果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	野菜洗浄機・掘取機等	5年	0.200	0.200				
	その他(果実洗浄機・椎茸乾燥機等)	8年	0.125	0.125				
車 両	一般用のもの	軽自動車	4年	0.250	0.250	4年	0.250	0.250
		貨物自動車	5年	0.200	0.200	5年	0.200	0.200

※平成21年分所得税の確定申告(平成22年度市・県民税申告)から、農業用設備については耐用年数が7年に統一されました。

※平成19年4月1日以降に購入した減価償却資産から、残存価額が1円になるまで償却することになりました。これに伴い一部の資産の償却率を変更されています。

※平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額まで達した場合は、その達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行います。[この制度は平成20年分所得税の確定申告(平成21年度市・県民税申告)から適用されています。]

【注意事項】

○減価償却資産については、申告時に購入価格・購入年月を証明できる領収書等をご持参ください。

ただし、以前に市役所で申告した減価償却資産については、すでに内容を登録してありますので、領収書等は必要ありません。

○上記以外の減価償却資産についての耐用年数等は、津山税務署又は津山市課税課市民税係までお問い合わせください。